官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働四）　一
○福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する命令の一部を改正する命令（同五）　二
〔法規的告示〕
○企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第五項に規定するサステナビリティ開示基準を指定する件の一部を改正する件（金融庁二一）　三
〔その他告示〕
○ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁二）　三
○重要無形文化財の保持者死亡による認定解除の件（文部科学八八、八九）　五
○重要無形文化財の保持者死亡による指定解除及び認定解除の件（同九〇、九一）　五
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産七〇八）　五
〔国会事項〕
最高裁判所　七
〔人事異動〕
官庁事項　七
〔皇室事項〕
五島南方沖地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（農林水産省）　七
〔官庁報告〕
国家試験　七
令和八年度獣医師国家試験予備試験（公告）（農林水産省）　七
除籍が滅失した件（法務省告示配八三）　八
〔公　告〕
諸事項　九
官庁　九
有権者申出方関係　九
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九
会社その他　三〇

府令・省令

○内閣府厚生労働省令第四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第百八条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年五月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（高額障害福祉サービス等給付費の支給申請）	（高額障害福祉サービス等給付費の支給申請）
第六十五条の九の二　高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等（令第四十六条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。	**第六十五条の九の二**　高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等（令第四十六条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等、補装具費支給以外の支給決定障害者等（法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。）、通所給付決定保護者（児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。）又は入所給付決定保護者（同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。）であって、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具の購入等をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び受給者証番号、通所受給者証番号（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令	四　当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等、補装具費支給以外の支給決定障害者等（法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。）、通所給付決定保護者（児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。）又は入所給付決定保護者（同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。）であって、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具の購入等をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び受給者証番号、通所受給者証番号（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令